

53 御府其の他の拝観に際し爾今国民服礼装着用の件通牒

〔昭和十六年十二月〕

〔注記1〕	
官秘一五三三号	〔注記2〕
裁決定	〔有原〕
十二月二日	〔印〕
文書課長	送発
〔印〕	十二月三日
〔印〕	起案者
〔印〕	〔印〕

昭和十六年十二月一日起案

庶務掛長〔阿部〕

〔岡田〕〔坂川〕

大臣〔印〕次官〔菊池〕秘書課長〔田中〕

〔注記3〕

〔注記4〕

通牒案

年月日

秘書課長

本省各局部長、官房各課長

督学官室主事、計画室主事

直轄各部長

公立大学長、公立専門学校長

私立大学長、私立専門学校長

教学局長官

〔注記5〕

通牒

各宛

〔抹消〕〔国民服〕御府其他ノ拝観ニ際シ爾今国民服礼装着用ノ件ニ関シ  
別紙写ノ通り官内次官ヨリ通牒有之タルニ付御了知相成度

別紙写添付ノコト

〔下 札〕

宮内大臣  
官 房 官 発 第 四 九 〇 号

昭和十六年十一月二十八日

宮内次官 男爵 白根松介 印

割印

(注記 6)

文部次官 菊池豊三郎殿

通牒

従来御府其他ノ拝観ニ際シ通常服着用ノコト、相成居候モノハ  
爾今国民服(甲号) 礼装ヲモ着用シ得ルコト、相成候条此段及  
通牒候

(注記 1)

「例規」

(注記 2)

「い」

(注記 3)

「急」

(注記 4)

「記録掛 / 22・5・12 / 受領」

(注記 5)

「五〇」(簿冊内件名番号)

(注記 6)

「文部省 / 官秘 153 号 / 昭和 16・11・28」

(下札)

①種別

い一ノ一 / 聯繫 / 登録追加 / 件名 直轄各部等へ通

牒 御府其ノ他ノ拝観ニ際シ爾今国民服礼装着用ノ件 / 番号 /

結了年月日 昭一六 一二 三 / 保存年限 / 枚数」

〔自大正12年11月至昭和21年5月  
帝室ニ関スル総規 第2冊〕 文部  
省 3A, 30-5, 1045